

2023年3月16日

南海化学株式会社

代表取締役社長執行役員 菅野 秀夫

問合せ先： 取締役執行役員 業務本部長 室井 真澄

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

### I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本方針は、企業価値の継続的な向上を実現するために、効率的かつ公正で透明性の高い経営及び経営監視機能の強化を目指すとともに、法令遵守の徹底及び迅速かつ正確な適時開示により、株主・顧客・社会・従業員等のステークホルダーから信頼される会社となることであります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

##### 【補充原則 1-2④ 議決権の電子行使のための環境整備】

当社の株主構成における外国人株主の比率は少数であり、現状では議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳はしておりません。今後につきましては、海外投資家の株主比率等の推移を踏まえ、検討してまいります。

##### 【補充原則 4-1③ 最高経営責任者等の後継者計画】

当社は、現在、最高経営責任者等の後継者に関する具体的な計画は有しておりませんが、最高経営責任者等の後継者の計画を重要な課題であると認識し、変化の激しい社会・経済情勢を見極めつつ、その時々々の経営課題の対処に最もふさわしい候補者を取締役会で推薦し、監査等委員会の審議を経て、取締役会で最終決定することとしております。

##### 【補充原則 4-10① 任意の仕組みの活用】

当社は、指名・報酬等に係る諮問委員会を設置しておりませんが、取締役会等を通じ、指名・報酬等の特に重要な事項について、必要に応じ独立社外取締役から適切な関与・助言を得ております。なお、諮問委員会の設置は今後の検討課題としてまいります。

なお、監査等委員である取締役の候補の提案は監査等委員会の同意を得て決定いたします。

##### 【補充原則 4-11③ 取締役会の実効性の分析・評価】

当社は、現時点において、取締役会評価は実施しておりませんが、今後は毎年取締役会の実行性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示することを検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則 1-4 政策保有株式】

当社は、政策投資株式の保有方針については、「経営戦略上の必要性」、「営業戦略上の必要性」、「財務戦略上の必要性」及び取引の採算性等を重視し、取引先企業から理解を得た上で売却を進めていく方針としております。また、取締役会は、すべての政策投資株式について、「資本コストやリスク・リターンを踏まえた中長期的な経済合理性」や「総合的な取引関係」等の保有意義を定期的に検証した上で保有方針を決定しております。

【原則 1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社取締役との取引については、法令及び取締役会規則に基づき、取締役会において事前承認又は事後報告を実施することとしており、開示対象となる取引がある場合は開示を行います。また、主要株主や関係会社等の関連当事者との取引については、社内規程に基づいた承認手続を実施することとしており、開示対象となる取引がある場合は開示を行います。

【補充原則 2-4① 女性の活躍推進を含む社内の多様性の確保】

当社は性別、国籍、年齢などに関係なく人材を採用し、評価しております。また、女性管理職、中途採用者の管理職への登用を継続的に実施し、多様な意見を組み入れることにより持続的な成長を目指しております。また中長期的な取り組みとして、女性活躍推進タスクフォースを設置し、女性が最大限にその能力を発揮できるように社内環境の整備を進めております。

【原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金運用が従業員の安定的な資産形成のみならず自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、確定給付企業年金の積立金運用に当たっては、積立金の運用に関する基本方針に基づき、社外の資産管理運用機関に管理及び運用を委託しており、その運用実績等を適切にモニタリングするために業務本部が業務を担当しております。

【原則 3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社は、「化学品事業を通じて地球環境と豊かな社会の創生に貢献する」を企業理念に掲げ、当社のホームページ上に開示しております。今後、経営戦略や経営計画について開示する準備を進めております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本方針は、企業価値の継続的な向上を実現するために、効率的かつ公正で透明性の高い経営及び経営監視機能の強化を目指すとともに、法令遵守の徹底及び迅速かつ正確な適時開示により、株主・顧客・社会・従業員等のステークホル

ダーから信頼される会社となることです。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社における取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、本報告書の「II 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」をご参照ください。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続  
 <選任及び指名の方針と手続>

当社取締役会は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のために、必要な資質、豊富な経験及び高度な専門性を有する人物を経営陣幹部又は取締役として選任又は指名しております。社外取締役候補者については、さらに多様な視点、高い見識を有し、原則として多種多様な業界での経営経験者を指名しております。また、監査等委員候補者については、幅広い経験と高い見識をもち、取締役会に対し有益な助言や提言を行なえる者を監査等委員候補者として指名しております。経営陣幹部の選任及び取締役・監査等委員候補者の指名を行うにあたっては、代表取締役が上記方針に合致した人物を、総合判断を示して取締役会議案として提案し、取締役会の承認を得ることとしております。なお、監査等委員候補者の指名にあたっては、事前に監査等委員会の同意を得ることとしております。

<解任に関する方針と手続>

経営陣幹部の解任については、職務執行に関する懈怠、不正行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があると認められる場合、又は健康上の理由から職務の継続が困難となった場合、取締役会で決議することとしております。

(5) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

当社は、取締役及び監査等委員の候補者の選任議案の提出にあたり、候補者の略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況ならびに選任理由について株主総会招集通知参考書類に記載しております。また、社外役員に関しては、中立性・独立性の要件を充たしている旨の記載をしております。

【補充原則 3-1③ 情報開示の充実】

当社のサステナビリティの取組について、当社ホームページに記載しております。

<https://www.nankai-chem.co.jp/sustainability/>

当社は、「化学品事業を通じて地球環境と豊かな社会の創生に貢献する」の企業理念のもとに事業活動を行っております。「地球環境保護と安全・健康確保」においては、高い倫理観と自主管理・自己責任を基本とする「レスポンシブル・ケア」の原則に従って、事業活動の展開に努めております。

【補充原則 4-1① 取締役会の判断・決定事項・経営陣への委任範囲の概要の開示】

当社は、法令、定款及び取締役会規則に基づき、経営方針・事業戦略や業務執行上の重要案件等については、取締役会で決議しております。また、業務分掌規程及び職務権限規程に基づき、経営陣に委任する業務執行の範囲を明確にし、取締役会において業務執行の状況について報告する体制とし

ております。

**【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】**

当社における独立性判断基準は、本報告書の「II 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項】」をご参照ください。

**【補充原則 4-10① 任意の仕組みの活用】**

本報告書の「I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】補充原則 4-10①」をご参照ください。

**【補充原則 4-11① 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】**

当社取締役会は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上の観点から、その多様性を確保し、多角的かつ建設的な議論と迅速な意思決定が可能となる構成としております。具体的には、監査等委員でない取締役の人数は社内・社外合わせて8名以内、監査等委員である取締役の人数は社内・社外合わせて5名以内とし、社内取締役は、職務分野（製造、営業、管理、研究、子会社）、年齢、性別、職務経験、国際性等のバランスを考慮して選任し、社外取締役においては、多様な視点、豊富な経験、高い見識と専門性を持った多種多様な業界の経営経験者を選任して、取締役会の多様性を図っております。

**【補充原則 4-11② 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】**

当社取締役の兼任状況については、定時株主総会招集通知にて毎年開示しております。なお、社外取締役については、当社取締役会及び監査等委員会への出席状況についても、株主総会招集通知にて情報開示しております。

**【補充原則 4-11③ 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】**

本報告書の「I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】補充原則 4-11③」をご参照ください。

**【補充原則 4-14② 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】**

当社は、取締役（監査等委員を含む）に対して、コーポレート・ガバナンス等に関する必要な知識を取得するためセミナーを受講する等の機会を提供しております。

**【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】**

当社は、株主との対話については、IR 管掌の担当役員が統括し、社長のみならず当社の経営陣幹

部、社外取締役を含む取締役、又は監査等委員も適宜参加します。当社は、株主総会後の会社説明会開催のほか、事業情報誌への掲載やホームページの記載内容の充実等に取り組んでおります。会社説明会において把握した意見等については、業務本部長が経営陣に報告しております。なお、対話に際しては、法令及び社内規程に基づき、インサイダー情報の漏洩がないよう情報管理を行うとともに、フェア・ディスクロージャーに配慮致します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
南海化学従業員持株会	76,000	5.91
東亜合成株式会社	70,000	5.44
ソーダニッカ株式会社	63,000	4.90
土居 弘子	58,124	4.52
大中物産株式会社	54,516	4.24
不動恒産株式会社	52,800	4.11
根岸運送株式会社	50,000	3.89
尼崎製罐株式会社	49,500	3.85
協和商事株式会社	46,992	3.65
株式会社紀陽銀行	40,000	3.11
株式会社四国銀行	40,000	3.11

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	なし
------	----

補足説明

—
---

3. 企業属性

上場予定市場区分	スタンダード市場
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上 500人未満

# コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

直前事業年度における（連結）売上高	100 億円以上 1000 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

#### 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

## II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

#### 会社との関係（1）

氏名	属性	会社との関係（※1）										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
堀尾 知樹	他の会社の出身者											
伊集院 薫	他の会社の出身者											
檜山 洋子	弁護士											
海部 行延	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係（2）

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀尾 知樹	○	—	企業経営者として豊富な経験と知見を有しており、当社経営者にふさわしい人格及び見識を兼ね備えておられると判断し、選任しております。
伊集院 薫	○	—	企業経営者として、営業活動やマネジメントに関する相当程度の知見を有しており、その知識・経験に基づき、当社グループの企業活動に対して適宜助言又は提言を得るため、選任しております。
檜山 洋子	○	—	弁護士資格を有しており、その豊富な知識や経験に基づき、当社グループの企業活動に対して適宜助言又は提言を得るため、選任しております。
海部 行延	○	—	金融機関勤務を経て上場会社の管理部門を管掌する役員として経営に関与し、企業財務・会計に関する豊富な経験と高い見識、また企業経営者の経験を有しており、当社グループの企業活動に対して適宜助言又は提言を得るため、選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び 使用人の有無	あり
--------------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会の職務補助のために監査部所属員を補助使用人として監査部の業務と兼務させることができるものとしており、監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、監査等委員会の指揮の下で職務を行うものとしております。また、監査等委員会の要請に応じて、監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人を置くことができるものとし、専任の使用人を置いた場合には、当該使用人には他の業務を一切兼務させないこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人より品質管理体制、監査計画、職務遂行状況及びその監査結果などについて適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。また、監査等委員は、会計監査人の監査に立ち会うなどして会計監査人の職務の遂行状況を監視し、その結果を監査等委員会に報告するほか、必要に応じて、会計監査人と個別の課題について情報及び意見の交換を行っております。

また、監査等委員会は、監査部より監査計画、職務遂行状況及びその監査結果などについて適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。

監査等委員会、会計監査人及び監査部は、それぞれの監査計画と職務の遂行状況並びにその結果について報告を受ける機会として、「三者合同ミーティング」を開催し、会計の視点からのみならず、業務運営や内部管理体制における課題や提言事項の洗い出しや情報共有を行い、効率的かつ実効性のある監査体制や牽制機能の強化に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の 委員会の有無	なし
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称	—
--------	---



全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
—	—	—	—	—	—	—

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称						
—						
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
—	—	—	—	—	—	—

補足説明

—
---

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員全てを独立役員に指名しております。
--------------------------------------

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度／ストック・オプション制度
---------------------------	------------------------

該当項目に関する補足説明

詳細については、本報告書の「Ⅱ 1. 【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。
--

ストック・オプションの付与対象者	社内取締役、執行役員、従業員
------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気向上のみならず、経営参画意識やグループの一体感を高めることを目的として、ストック・オプション制度を導入しております。
---

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

個人の報酬額が1億円以上のものがないため、個別開示をしておりますませんが、役員区分ごとの報酬等の総額を有価証券報告書において開示する予定であります。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について「役員報酬規程」にて定めております。具体的には、当社役員が担うべき機能・役割、当社業績に応じた報酬水準とすることとし、報酬構成は役位や担うべき役割・職責に応じて定める報酬のほか、前事業年度における連結経常利益を業績指標とし、評価レンジを定め、実績に応じて基準賞与の最大5割増まで賞与支給を可能とする業績連動報酬を設定し、企業価値向上を意識づける報酬構成としております。なお、役員報酬については、定時株主総会における役員の選任後に開催される取締役会において決定しております。</p> <p>取締役の報酬等については、2018年6月28日開催の当社第67回定時株主総会において、年額150,000千円以内（うち社外取締役分年額15,000千円以内）と決議されておりましたが、2020年6月29日開催の当社第69回定時株主総会において、「定款の一部変更」が可決承認され、監査等委員会設置会社へと移行するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等を年額150,000千円以内（うち、社外取締役5,000千円以内）への改定が決議されました。</p> <p>また2019年6月27日開催の当社第68回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社の業績向上および企業価値増大に対する意欲や士気を高めることを目的として、前述の報酬枠とは別に、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬枠を年額100,000千円以内とすることを決議しております。</p> <p>監査役報酬等については、「役員報酬規程」を踏まえ、監査役会での協議により決定しており、2018年6月28日開催の当社第67回定時株主総会において、年額30,000千円以内（うち社外監査役分年額10,000千円以内）と決議されておりましたが、2020年6月29日開催の当社第69回定時株主総会において、「定款の一部変更」が可決承認され、監査等委員会設置会社へと移行するとともに、監査等委員である取締役の報酬等を年額30,000千円以内（うち、社外取締役15,000千円以内）への改定が決議されました。また2019年6月27日開催の当社第68回定時株主総会において、前述の報酬枠とは別に、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬枠を年額15,000千円以内とすることを決議しております。</p>
---

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

<p>社外取締役へのサポートは、管理部及び監査部にて行っております。</p> <p>取締役会の資料は、原則として取締役会事務局にて事前配布し、社外取締役が十分な検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外取締役に対しては、取締役会事務局より重要会議の議事、結果を報告しております。</p>
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。また、取締役会の委嘱を受けた事項その他経営に関する重要事項の協議機関として経営会議を設置し、適切な業務運営ならびに健全な発展に資することを目的として、代表取締役社長直轄の監査部を設置しております。

また、外部の専門的視点による経営監督機能を強化するため、社外取締役1名及び監査等委員である社外取締役3名を選任しております。

#### (1) 取締役及び取締役会

当社の取締役会は取締役10名（うち社外取締役4名）により構成されており、「南海化学取締役会規則」に則り、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する基本的事項や重要な業務執行の決定を行うとともに、各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、取締役会には監査等委員4名（うち社外取締役監査等委員3名）が出席し、必要に応じて意見陳述を行い、経営に関する監査・監督機能の発揮に努めております。

#### (2) 監査等委員及び監査等委員会

監査等委員会の監査等委員は取締役常勤監査等委員1名と社外取締役監査等委員3名の計4名で構成されております。また監査等委員会は、「監査等委員会規程」に則り、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。監査等委員会は、経営執行を常時監視し、法令遵守、財務報告に係る内部統制システムの整備・運用、取締役の職務執行の適法性並びに妥当性を監査いたします。また、監査等委員会は、監査部及び会計監査人と定期及び随時に情報交換を行い、コンプライアンスやリスク管理に関して緊密に連携しております。

#### (3) 経営会議

「経営会議規程」に則り、取締役会の委嘱を受けた事項その他経営に関する重要事項の協議機関として経営会議を設置し、月1回以上開催しております。経営会議の構成員は、業務執行取締役及び執行役員とし、社外取締役及び監査等委員である取締役は任意により出席できるものとしております。

#### (4) 監査部

当社は、適切な業務運営並びに健全な発展に資することを目的として、代表取締役社長直轄の監査部を設置しております。監査部の構成員は部長含め2名となっており、当社及び当社グループの内部監査を実施し、その結果については代表取締役社長へ報告を行っております。代表取締役社長は、監査結果を踏まえ、被監査部門に対して監査部を通じて監査結果及び必要に応じて改善事項を通達し、改善事項がある場合には、監査部を通じて改善状況報告を代表取締役社長に提出させることとしております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会において議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことにより、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、より実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構

築することを目的として、監査等委員会設置会社を選択しております。また、当社では、経営の監督機能の充実と執行機能の効率化・機動化を両立するため、会社法に基づく機関設計に加えて、取締役会及び監査等委員会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する事項を協議・決定する機関として経営会議を設置しております。社外取締役が、取締役会にて独立性の高い立場から発言を行い、客観的かつ中立な立場から監督及び監視を行う一方で、監査等委員、監査部及び会計監査人が業務執行を把握できるよう連携を強化することにより、社内外からの経営監視機能が十分に発揮される体制が確保できていることから、当該体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知を法定期限より早く発送することに努めます。招集通知の発送に先駆けて、当社ホームページに掲載することを検討いたします。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主が株主総会に出席できるよう、集中日を回避した日程を今後検討してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後状況に応じて検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後状況に応じて機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへの参加を検討してまいります。
招集通知（要約）の英文での提供	今後状況に応じて外国人株主の構成割合等を勘案しながら、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに IR 専用のページを設け、公表していく予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会をはじめ、個人投資家向けの説明会実施を検討してまいります。	あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向けに説明会を開催し、業績や経営方針を説明することを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ではありますが、今後の株主構成等を考慮し検討してまいります。	
IR 資料をホームページ掲載	ホームページ内に企業情報ページを設置し、決算情報（決算短信を含みます）、決算情報以外の提示開示資料、有価証券報告書、株主総会招集通知、株主総会資料をはじめ、ニュースリリースとして最近のトピックスを適時に掲載してまいります。	
IR に関する部署（担当者）の設置	当社の IR 活動は、業務本部経営企画部に IR 担当者を置き、外部窓口対応を行ってまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動規範」及び「南海化学グループ役職員行動規範」において株主・投資家、顧客、取引先、行政当局、社会といった様々なステークホルダーに対する責任について規定しております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	環境保全活動、CSR 活動に対する取組み状況は、年1回「環境・社会報告書」に取りまとめ、当社ホームページで公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業行動規範」及び「南海化学グループ役職員行動規範」において、企業活動における透明性の確保と積極的、効果的、公正な開示を行うと規定しております。

#### IV. 内部統制システム等に関する事項

##### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システムに係る基本方針」を定め、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、下記のとおり内部統制システムの整備を行っております。

###### (1) 取締役及び使用人の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む内部統制システムに関する基本方針を決定し、その運用状況を監督するとともに、適宜基本方針の見直しを行っております。

ロ. 監査等委員会は、内部統制システムの整備と運用状況を含め、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行っております。

ハ. コンプライアンス体制の基礎として、取締役及び使用人が遵守すべき規範として「企業行動規範」及び「南海化学グループ役員行動規範」を定め周知徹底を図るとともに、取締役及び使用人に対し「Code of Conduct」を配布し、携行させることにより、コンプライアンス体制の構築・維持、意識の向上に努めております。

ニ. 監査部では、「内部監査規程」に基づき、コンプライアンス体制が有効に機能しているかを監査し、その結果について代表取締役社長に報告しております。

ホ. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、当社グループの役職員が利用可能な内部通報制度を設けております。

###### (2) 取締役の業務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社においては、取締役の業務執行に係る情報は、取締役会その他重要な会議に関する議事録及び稟議書等の文書（電磁的記録を含む。）として記録し、「文書管理規程」に基づきそれぞれ適切な年限を定めて保存及び管理する体制としております。

###### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社においては、「リスクマネジメント基本規程」を定め、リスクマネジメント委員会を設置し、事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを未然に防止するよう努めるとともに、事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について、必要な処置を講じる体制としております。

###### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社においては、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する基本的事項や重要な業務執行について、迅速かつ効率的な意思決定を行う体制としております。また、取締役会の意思決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において職務分掌及び責任権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図ることを確保する体制としております。

###### (5) 南海化学グループの業務の適正を確保するための体制

当社は「関係会社及び事業投資先管理規程」に則り、南海化学グループの管理や支援を実施

することにより、育成強化を行うとともに、南海化学グループとしての経営効率の向上を図っております。また、南海化学グループ各社の業績報告や業務執行状況報告を通じて、南海化学グループの経営戦略の最適化を図ることを目的の一つとする「経営会議」を毎月開催し、南海化学グループ各社の経営状況を把握しております。さらに、各種業務に熟知した当社役職員が当社の子会社の監査役を務め、実効性の高い監査役監査を行い、なおかつ当社の監査部が当社の子会社の内部監査を実施し、日常業務の適正性を確認することにより、南海化学グループの業務の適正を確保するための体制整備に努めております。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 当社は、監査等委員会の職務補助のために監査部所属員を使用人（以下「補助使用人」という。）として確保し、当該補助使用人は監査部の業務と兼務させることができるものとする。当該補助使用人は、監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、監査等委員会の指揮の下で職務を行うものとしております。

ロ. 当社は、前号以外に、監査等委員会の要請に応じて、監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人（以下「専任の使用人」という。）を置くことができるものとし、専任の使用人を置いた場合には、当該使用人には他の業務を一切兼務させないこととしております。

ハ. 補助使用人及び専任の使用人の人事異動については、監査等委員会と代表取締役社長が事前に協議するものとしております。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

取締役及び使用人は、業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査等委員会又は監査等委員に報告しなければならないこととしております。また、監査等委員会又は監査等委員に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止することとしております。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的な会合をもち、経営方針、会社の対応すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査等委員監査の環境整備の状況、監査上の重要問題点について意見を交換することとしております。

ロ. 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査等委員は取締役会のほか、重要な会議に出席することができ、また監査等委員から要求のあった文書等は、随時提供することとしております。

ハ. 監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

(9) 財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制

財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制として、適正な会計処理を確保し、財務



報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制を整備しております。

(10) 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

イ. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、これらを「反社会的勢力」という）との関係を一切遮断しております。

ロ. 反社会的勢力排除のため、以下の体制整備を実施しております。

- ・反社会的勢力対応部署の設置
- ・反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の構築
- ・外部専門機関との連携体制の確立
- ・反社会的勢力対応マニュアルの制定
- ・暴力団排除条項の導入
- ・その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、(社)日本経済団体連合会が公表した「企業行動憲章 実行の手引き (第6版)」(2010年9月)及び「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(2007年6月 犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ)を基本理念として尊重し、これらに沿って体制を構築し運用しております。企業集団における方針・基準等については、「企業行動規範」「南海化学グループ役職員行動規範」において定めており、また役職員に対して小冊子「Code of Conduct」(行動規範)を配布し、携行させるとともに、当該小冊子受領時には反社会的勢力との関わりを一切持たない旨記載した「誓約書」を徴求することにより、反社会的勢力との関係遮断を徹底しております。こうした施策によって、当企業集団のすべての役職員は、反社会的勢力との絶縁が極めて重要にしてかつ永遠のテーマであることを理解しております。

社内体制としては、コンプライアンス及びリスク管理に係る会議体として「コンプライアンス委員会」及び「リスクマネジメント委員会」を設置するとともに、実務上の対応として「反社会的勢力対応規程」「反社会的勢力対応細則」「反社会的勢力の排除にかかる調査実施細則」を制定のうえ、反社会的勢力に関する業務を所管する部署は管理部とし、当該規程や細則に沿った手続を実施しております。また、各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を定めるなど、反社会的勢力との接点を一切持たない取組みを行っております。

外部組織との連携に関しては、2020年1月に大阪府企業防衛対策協議会に加入し、反社会的勢力に関する情報の収集に努めております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明



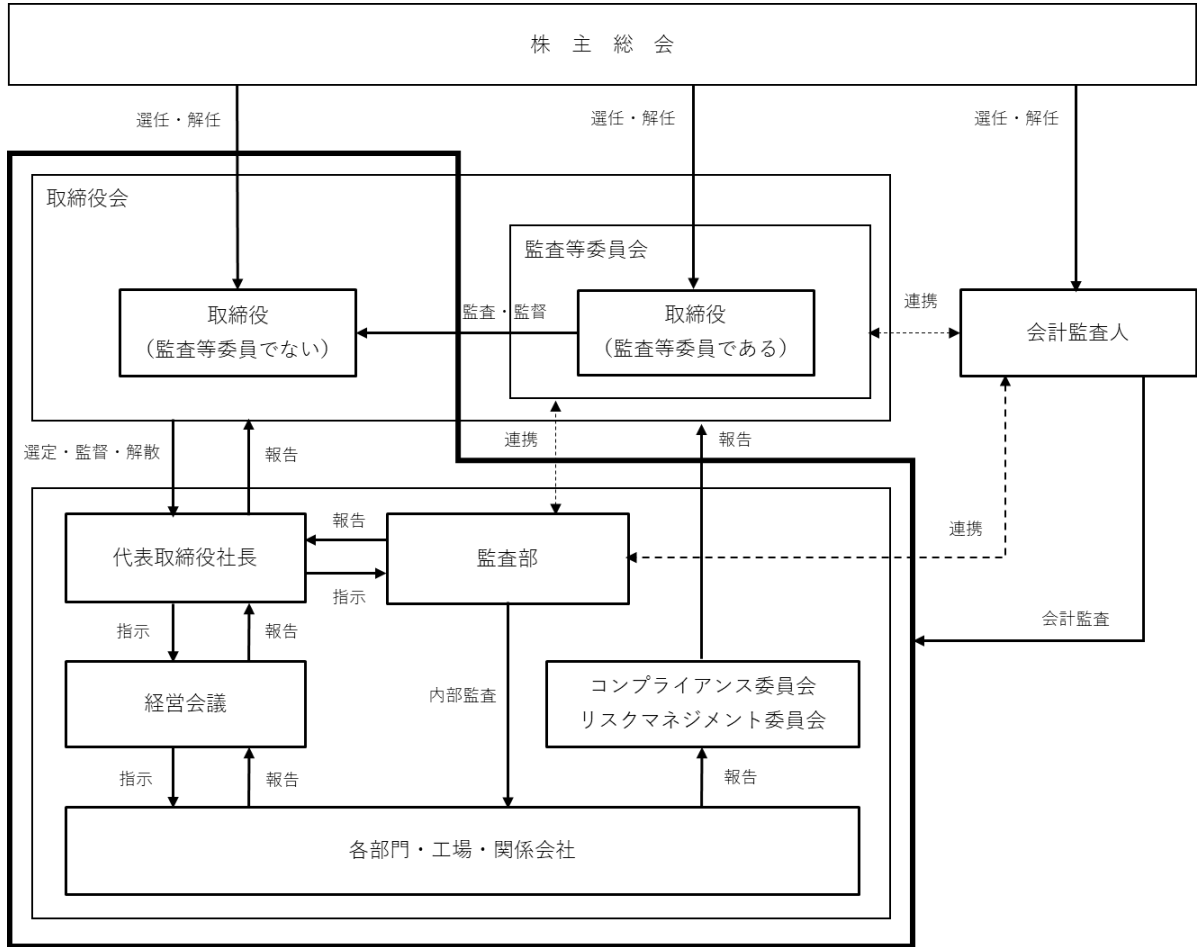
—

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

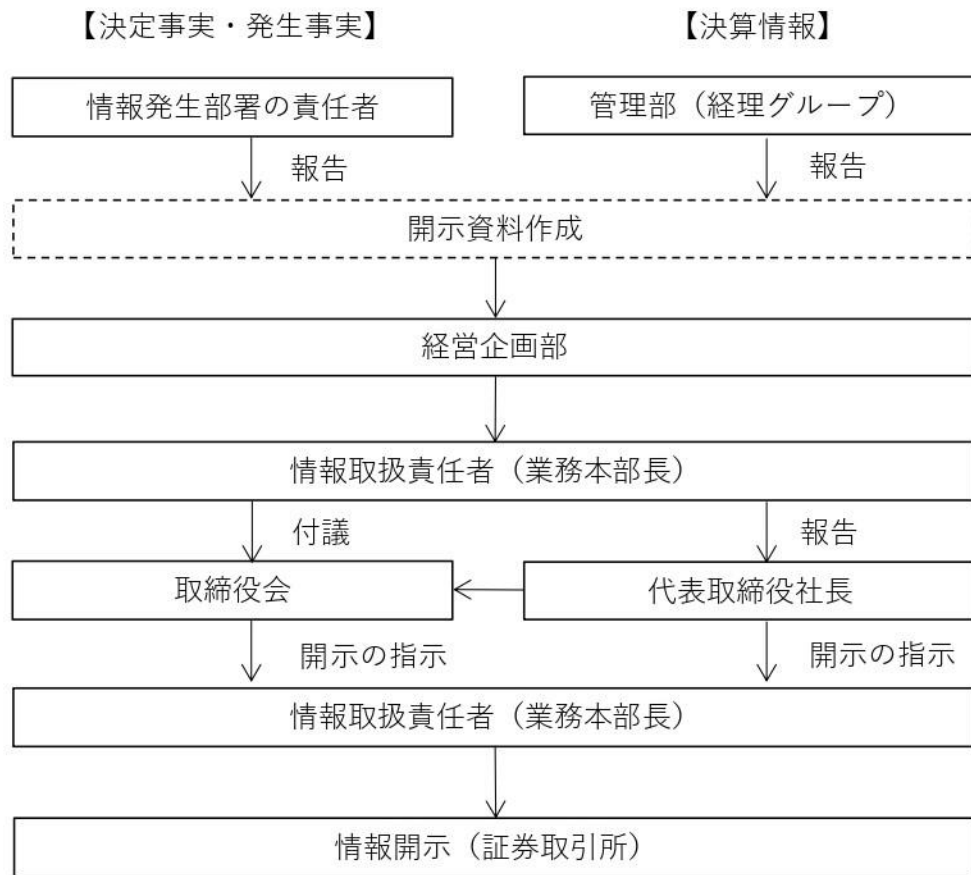
当社グループのコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制については、【模式図(参考資料)】  
をご参照ください。

【模式図（参考資料）】

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上